

平成30年9月の保育料の決定について（2・3号認定）

平成30年9月分の保育料から、平成30年度市民税所得割額をもとに、保育料の再計算を行いました。保育所の利用料を同封の保育料決定通知のとおり決定しましたのでよろしくお願いいたします。

【本通知の内容】

- ① 保育料の算定方法について（2・3号認定）
- ② 保育料の納入方法について
- ③ 平成30年度の流山市保育料納付期限一覧
- ④ お問い合わせ先

①保育料の計算方法について（2・3号認定）

保育料は、以下の保育料基準額表を参照し、保育料を決定します。

保育料徴収基準額表 ※年齢区分は年度ごとに切り替わります。誕生日での変更はありません。

※表中の年齢は保育年齢です。

階層区分	児童の属する世帯の階層区分 定義	保育料(月額)					
		保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000	1,400	900	900
C1	市町村民税の所得割課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,200円未満	8,500	5,800	5,800	8,300	5,700
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100	7,800	7,800	9,900	7,600
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900	9,400	9,400	11,600	9,200
D1		48,600円以上60,600円未満	14,800	12,500	12,500	14,500	12,200
D2		60,600円以上97,000円未満	24,900	23,000	15,300	24,400	22,600
D3		97,000円以上133,000円未満	33,900	26,900	17,400	33,300	26,400
D4		133,000円以上169,000円未満	42,700	27,200	19,000	41,900	26,700
D5		169,000円以上195,400円未満	48,100	28,300	20,500	47,200	27,800
D6		195,400円以上301,000円未満	59,900	28,600	22,300	58,800	28,100
D7		301,000円以上397,000円未満	65,400	30,500	24,500	64,200	29,900
D8		397,000円以上	70,000	32,100	26,500	68,800	31,500

1. 保育料は、保護者の方の市民税所得割課税額を合算した額で算定します。ただし、住宅借入金控除や寄附控除等の税額控除（調整控除は除く。）適用前の金額となります。なお、父母において市民税非課税世帯であり、同一建物内に祖父母等と同居している場合は、同居祖父母等の税情報で保育料を決定する場合があります。

また、政令指定都市で住民税の決定がなされた場合の所得割課税額には、本市における所得割の税率による再計算をしております。

2. 保育料の決定は年2回です

- (1) 4月分～8月分の保育料⇒平成29年度（平成28年分）市民税所得割課税額で決定
 - (2) 9月分～3月分の保育料⇒平成30年度（平成29年分）市民税所得割課税額で決定
- (2)については、平成30年1月1日現在で、流山市に住居登録がない方は、該当する住居登録地での課税状況が分かる資料（課税証明書等）の提出が必要となります。ただし、制度の変更により、取り扱いが変わる可能性があります。
- 海外在住の方は、収入を証明する書類が必要です。
- 保育料決定後に修正申告などにより税額が変更になった方は、必ず保育課までご連絡ください。

3. 保育料の軽減措置について

- (1) 要保護世帯（ひとり親世帯・在宅障害者のいる世帯）等に係る特例措置の拡充
市民税所得割合算額が77,101円未満の場合、第1子の保育料は半額、第2子以降は無料とします。この際、保育年齢3歳未満児の子で、保育料が9,000円を超える場合は9,000円、保育年齢3歳以上の子で保育料が6,000円を超える場合は6,000円とします。
- (2) 市民税非課税世帯の第2子無償化
市民税非課税世帯の児童が保育所を利用する場合、第2子以降の保育料は無料とします。
- (3) 多子世帯に係る特例措置
市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯について、第2子を半額とし第3子以降を無料とします。

【この他の保育料軽減措置】

- 保育料徴収基準額表の階層区分Bと認定された世帯であっても、ひとり親世帯等または在宅障害者のいる世帯については、保育料を無料とします。
- 2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園又は地域型保育で保育を受けている場合、2人目以降の児童の保育料の月額は、次のとおりとします。
 - ・2人目の保育料の額 基準額×1/2
 - ・3人目以降の保育料の額 無料

【寡婦控除のみなし適用の申請を9月から受付します。】

○婚姻歴がないひとり親の方は、保育料が安くなる場合がありますので市HP（ID:1019162）をご確認いただき、保育課までお問合せいただきますようお願いいたします。寡婦控除のみなし適用に該当した方は、地方税法の寡婦控除の例(※)が適用されたものとみなして所得割を計算し、得られた所得割の額に基づき階層区分の決定をします。

○注意事項：寡婦控除のみなし適用の該当となっても保育料の階層区分が変わらない場合がございますので必ず事前にご相談ください。また、必要書類の発行等に係る手数料は自己負担となります。

※地方税法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定

※保育料を支払うことが困難な場合は、流山市保育料徴収規則第4条の規定により、保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができますので、お早めにご相談ください。

※経過措置対象者の児童の保育料（平成28年度までの保育料）※

平成28年度からの継続在園者のうち、平成30年4月から1歳児クラス又は2歳児クラスに所属する児童については、経過措置として、平成28年度までの保育料基準額表を参照し、保育料を決定します。（平成30年4月1日までに途中退所していた場合は除く）

※対象となる方の保育料決定通知の「保育料（利用者負担額）」の欄には、「経過措置対象」という記載があります。

平成28年度までの保育料徴収基準額表につきましては、市HP又は平成30年度流山市保育所（園）入所案内にてご確認ください。

②保育料の納入方法について

小規模保育事業所、認定こども園又は市外の公立保育所等をご利用の場合は、支払方法が以下とは異なりますので、必ずご利用の施設にご確認ください。

市内の公立保育所若しくは私立保育所又は市外の私立保育所をご利用中の方は、以下をご確認ください。

1. 口座振替による納入（保育課では、原則こちらの支払い方法をお願いしております。）

(1) 流山市保育料口座振替取扱金融機関

- ・「流山市保育料（開始・停止）口座振替依頼書」（注1）を金融機関（*口座振替取扱金融機関）に提出してください。振替日に口座から振替を行います。（保育課で受付はできません。）

*口座振替取扱金融機関（以下9機関）

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 千葉銀行
千葉興業銀行 京葉銀行 東京ベイ信用金庫 JA どうかつ中央

（注1）流山市保育料（開始・停止）口座振替依頼書は、本市保育課にございますので、お気軽にお問い合わせください。ご自宅に郵送もいたします。

(2) 金融機関への届出

- ・流山市保育料（開始・停止）口座振替依頼書と印鑑（通帳届出印に限る。）が必要です。

（裏面に続く）

- ・金融機関、口座番号又は口座名義人を変更する場合は、新しい取引金融機関に流山市保育料（開始・停止）口座振替依頼書を提出してください。（ゆうちょ銀行への切り替えの際は別の手続きとなります）

(3) 口座振替における注意事項

- ・口座振替は原則、申し込んだ月の翌月又は翌々月からの開始となります。口座振替ができない月は、納入通知書によるお支払になります。
- ・振替日は、毎月末日です。振替日が金融機関の定休日の場合は翌営業日になります。振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。
- ・振替は当該月1回のみです。再振替はしませんのでご注意ください。
- ・小規模保育事業所や認定こども園に在園中の方は必ずご利用中の施設に支払方法をご確認ください。

(4) ゆうちょ銀行で口座振替を希望する方

ゆうちょ銀行での保育料口座振替を希望する場合は、流山市の口座振替依頼書は使用できません。ゆうちょ銀行に備え付けの「自動払込利用申込書」を使用し、お申込みください。

【納入方法】

- ・ゆうちょ銀行に備え付けの「自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。振替日に口座から振替を行います。

【ゆうちょ銀行への届出に係る注意】

- ・ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」と印鑑（通帳届出印に限る。）及び総合口座通帳が必要です。

【ゆうちょ銀行「自動払込利用申込書」記載の際の注意】

『払込先』は下記のとおり記載してください。

「加入者名」…流山市会計管理者

「口座番号」…00140-0-960962

「払込日」…毎月 末 日

『払込金の種別』は「30」にチェックの上、「保育料」と記載してください。備考欄に必ずお子様の名前、生年月日を記載してください。

※口座振替における注意事項の内容は、ゆうちょ銀行も（3）の内容と同様ですのでご確認ください。

2. 納入通知書による納入（口座振替以外）

(1) 金融機関及びコンビニエンスストア等での窓口払い

- ・納入通知書を郵送しますので、金融機関及びコンビニエンスストア等（保育料納入通知書裏面に記載）で期限内に納入してください。
- ・納入通知書による納入期限は毎月末日です。金融機関が定休日の場合は翌営業日になります。

※なお、納入の確認ができない場合、督促状等を送付いたしますので、ご注意ください。

(2) クレジットカード払い

クレジットカードでの納付を希望する場合は、パソコン、スマートフォンから「Yahoo! 公金支払い」のサイトで「流山市」を検索していただき、「保育料」のリンクから手続きを行ってください。

なお、手続の際には、納入通知書の下段「領収済通知書」の中段に印字されている「納付番号」と「確認番号」の入力が必要となります。

【注意】

- ・クレジットカード納付の場合、保育料が1万円を超えるごとに108円の手数料が発生します。
- ・各月ごとに支払い手続きを行う必要があります。
- ・クレジットカード納付手続き後に、同じ納入通知書を使用しての（1）の窓口払いは行わないでください。

- ・使用可能なクレジットカード事業者については、サイトにてご確認ください。
- ・市が納付確認するのに約1か月かかります。納付証明の発行を希望する場合は別の方法での支払いをお願いします。
- ・期限の過ぎた納入通知書では、コンビニエンスストア等での支払い及びクレジットカード支払いはできません。

③平成30年度の流山市保育料納付期限一覧

平成30年度の保育料の納付期限（口座振替の場合は振替日）は下表のとおりとなっております。

年 月	H30									H31		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期限	5/1 (火)	5/31 (木)	7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	1/4 (金)	1/31 (木)	2/28 (木)	4/1 (月)

（毎月末日期限、ただし末日が土日祝日の場合は翌営業日）

④ お問い合わせ先

流山市役所子ども家庭部 保育課 入所係 TEL:04-7150-6124 FAX:04-7158-6696

【流山市の市民税の申告についてのお問い合わせ先】

流山市の市民税課 電話04-7150-6073（直通）

※税証明の書類に関する問い合わせは、平成30年1月1日時点で住民登録のあった市町村の税証明発行担当課までお願いします。